

2021年3月31日

企業年金の運用において 《日本版スチュワードシップ・コード》の受け入れを表明

住友化学は、このたび、企業年金の資産保有者としての機関投資家（以下、「アセットオーナー」）として「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、「本コード」）の受け入れを表明いたしました。

本コードは、機関投資家が、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」などを通じて、投資先企業の企業価値向上や持続的成長の促進により、受益者などの中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的とし、2014年に金融庁により公表されました。また、20年の再改訂版では、機関投資家に対して運用戦略に応じた ESG 要素を含むサステナビリティへの考慮を求めることなどが盛り込まれました。

住友化学は、企業年金制度の一つとして規約型の確定給付型年金を実施しており、その運用に際して、本コードの趣旨に賛同し、アセットオーナーの立場から、委託先運用機関に対しスチュワードシップ活動を求めるとともに、企業年金の受益者に対する受託者責任を果たします。具体的には、委託先運用機関に対して、利益相反への明確な対応方針の策定、公表および遵守のほか、ガバナンス体制の整備を求め、企業年金の受益者に対しては、本コードへの取り組み状況を年1回以上報告するなどの活動を実施します。

住友化学は、「事業活動を通じて人類社会の発展に貢献する」を経営理念の一つに掲げ、当社グループの持続的な成長とサステナブルな社会を実現することを目指しています。この考え方にに基づき、企業年金の資産運用においては、アセットオーナーの立場から、委託先運用機関の行動を通じて投資先企業の中長期的な企業価値向上に寄与するよう努めてまいります。

<ご参考>

住友化学の《日本版スチュワードシップ・コード》受け入れ表明文

https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/files/docs/stewardship_J.pdf

以上